

平成21年12月25日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

条 例

○秋田県部等設置条例の一部を改正する条例（79・総務課）	4
○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例（80・人事課）	4
○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（81・人事課）	5
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（82・人事課）	5
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（83・人事課）	5
○市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（84・市町村課）	5
○秋田県総合食品研究所条例の一部を改正する条例（85・科学技術課）	6
○秋田県地域医療再生臨時対策基金条例（86・医務薬事課）	6
○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（87・教育庁総務課）	6
○スポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例（88・保健体育課）	7
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（89・生活安全企画課）	8

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県部等設置条例の一部を改正する条例（秋田県条例第79号）

- 1 題名を秋田県部等設置条例に改めることとした。
- 2 知事公室、総務企画部及び学術国際部を再編成し、総務部及び企画振興部を設置することとした。（第1条関係）
- 3 生活環境文化部の名称を生活環境部に、産業経済労働部の名称を産業労働部に改めることとした。（第1条関係）
- 4 総務部及び企画振興部の分掌事務を定めることとした。（第2条関係）
- 5 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 6 施行期日等
 - (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。
 - (2) 秋田県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年秋田県条例第51号）について所要の規定の整理を行うこととした。

◇職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第80号）

- 1 減給について、期間の上限を1年（現行6月）に引き上げるとともに、減ずる額の上限を給料の5分の1（現行10分の1）に引き上げることとした。（第3条関係）
- 2 停職の期間の上限を1年（現行6月）に引き上げることとした。（第4条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第81号）

- 1 義務教育等教員特別手当の月額を支給限度額を11,700円（現行15,900円）に引き下げることとした。（第23条の3の4関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第82号）

- 1 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削ることとした。（第10条関係）
- 2 施行期日等

- (1) この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第83号）

- 1 公務上の災害又は通勤による災害に対して他の救済制度が適用されない船員保険の被保険者に議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年秋田県条例第41号）を適用することとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第84号）

- 1 権限移譲事務に次の事務を加えることとした。
 - (1) 農業生産法人以外の法人等であって一定の要件を満たすものに対する権利の設定の許可及び許可の取消し等（別表第48の2関係）
 - (2) 国又は都道府県が農地の転用の許可等を受けようとする場合の協議（別表第49関係）
 - (3) 国又は地方公共団体が農用地区域内における開発行為の許可を受けようとする場合の協議（別表第51関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、平成22年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県総合食品研究所条例の一部を改正する条例（秋田県条例第85号）

- 1 題名を秋田県総合食品研究センター条例に改めることとした。
- 2 秋田県総合食品研究所の名称を秋田県総合食品研究センターに改めることとした。（第1条関係）
- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 4 施行期日
この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇秋田県地域医療再生臨時対策基金条例（秋田県条例第86号）

- 1 医療を提供する体制の確保を図り、もって県民の健康の保持に寄与するため、県地域医療再生計画（県が医師の確保その他地域における医療に関する課題を解決するための施策について定める計画をいう。）に基づく医師の確保、病院等の機能の充実及び連携の強化等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県地域医療再生臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとした。（第2条～第7条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失うこととした。

◇市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第87号）

- 1 義務教育等教員特別手当の月額を支給限度額を11,700円（現行15,900円）に引き下げることとした。（第24条の2関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。

◇スポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例（秋田県条例第88号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、同項第1号に規定するスポーツに関する事務は、知事が管理し、及び執行することとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。
 - (2) 秋田県スポーツ振興審議会条例（昭和37年秋田県条例第17号）ほか9条例について所要の規定の整理を行うこととした。

(3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第89号）

- 1 公共の場所等における刃物等を振り回し、突き出す等公衆に不安を覚えさせるような行為を禁止することとした。（第3条関係）
- 2 住居等において衣服の全部又は一部を着けない状態でいる人を撮影する行為を禁止することとした。（第4条関係）
- 3 特定の者に対する不安又は著しい迷惑を覚えさせる方法による反復したつきまとい行為等を禁止することとした。（第5条関係）
- 4 人の性的好奇心をそそる行為の提供、歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為の提供等について客引き等を行うこと及び当該客引き等を目的とする客待ちを行うことを禁止することとした。（第12条関係）
- 5 水泳場等における遊泳者等の身体に接触する等により当該者に不安を覚えさせるような行為を禁止することとした。（第13条関係）
- 6 公安委員会は、不当な客引き等を行った事業者に対し、再発防止のための指示をすることができることとした。（第14条関係）
- 7 公安委員会は、事業者が6の指示に従わなかったとき又は不当な客引き等を行ったときは、当該事業者に対し、事業の停止を命ずることができることとした。（第15条関係）
- 8 公安委員会は、7の事業の停止を命じようとするときは、聴聞を行わなければならないこととした。（第16条関係）
- 9 2から4までに違反した者に対する罰則の新設及び既存の禁止行為に係る罰則の引上げを行うこととした。（第17条～第21条関係）
- 10 事業者に対する両罰規定を定めることとした。（第22条関係）
- 11 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 12 施行期日等
 - (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県部等設置条例の一部を改正する条例
- 二 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 三 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 四 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 五 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 六 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 七 秋田県総合食品研究所条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県地域医療再生臨時対策基金条例
- 九 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 十 スポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例
- 十一 公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

平成二十二年十二月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県条例第七十九号

秋田県部等設置条例の一部を改正する条例

秋田県部等設置条例(昭和五十六年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県部設置条例

第一条中「等」を削り、「知事公室」を「総務部」に、「総務企画部」を「総務部」に、「生活環境文化部」を「生活環境部」に、「産業経済労働部」を「産業労働部」に改める。

第二条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「等」を削り、同条第一号中「知事公室」を「総務部」に改め、同号(一)及び(二)を次のように改める。

- (一) 職員の人事及び福利厚生に関する事項
- (二) 議会に関する事項

第二条第一号中(三)を(四)とし、(四)を(五)とし、(五)を(六)とし、(六)の次に次のように加える。

- (三) 予算、税その他の財務に関する事項

第二条第二号中「総務企画部」を「企画振興部」に改め、同号(四)から(六)までを次のように改める。

- (四) スポーツに関する事項
- (五) 科学技術の振興に関する事項
- (六) 高等教育に関する事項

第二条第二号に次のように加える。

- (七) 国際交流に関する事項
- (八) 情報化の推進に関する事項
- (九) 統計に関する事項

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「生活環境文化部」を「生活環境部」に改め、(一)を削り、(二)を(三)とし、(四)から(六)までを一ずつ繰り上げ、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号中「産業経済労働部」を「産業労働部」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

2 秋田県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「産業経済労働部」を「産業労働部」に改める。

秋田県条例第八十号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「六月」を「二年」に、「十分の一」を「五分の一」に改める。

第四条第二項中「六月」を「二年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する減給又は停職の処分の効果については、なお従前の例による。

秋田県条例第八十一号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の四第二項中「一万五千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

秋田県条例第八十二号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第十条第十七項中「又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

秋田県条例第八十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十六条中「並びに第四十六条の二(公務で外国旅行中の職員に係る補償の特例のうち療養の範囲の特例に関する部分を除く。)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 2 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく船員保険の被保険者である職員に係る平成二十二年一月一日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害については、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償は行わない。

秋田県条例第八十四号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四十八の二第一号中「第三条第二項」の下に、「第三項及び第四項」を加え、「許可」を「許可等」に改め、同表第三号中「許可」の下に「並びに第二号に掲げる勧告及び許可の取消し」を加え、同号を同表第四号とし、同表第二号中「前号」を「第二号」に改め、「許可」の下に「及び前号に掲げる許可の取消し」を加え、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

一 農地法第三条の二第一項の規定による農地等の権利の設定を受けた者に対する措置に係る勧告及び同条第二項の規定による農地等の権利の設定の許可の取消し

別表第四十九第一号中「及び第三項」を「第三項(同条第六項並びに)」に改め、「第五条第三項」の下に「及び第五項」を、「含む。」の下に「及び第五項」を加え、同表第二号中「第五条第一項」の下に「及び第四項」を加え、「許可」を「許可等」に改め、同表第三号中「許可」の下に「及び第五号に掲げる許可の取消し等」を加え、同表第四号中「許可」の下に「並びに次号に掲げる許可の取消し等」を加える。

別表第五十一第一号中「及び第六項」を「第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)」及び第七項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第四十九第三号及び第四号の改正規定並びに次項の規定は、この条例の公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第三条の権限移譲対象事務となる事務に係る同条例第十二条の規定による協議又は告示その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、同条第一項の規定による協議は、同項の規定にかかわらず、当該権限移譲対象事務となる事務に係る一の別表ごとに行うことができる。

秋田県条例第八十五号

秋田県総合食品研究所条例の一部を改正する条例

秋田県総合食品研究所条例(平成七年秋田県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県総合食品研究センター条例

第一条中「秋田県総合食品研究所(以下「研究所」を「秋田県総合食品研究センター(以下「センター」に改める。

第二条、第三条第三号及び第七条中「研究所」を「センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県条例第八十六号

秋田県地域医療再生臨時対策基金条例

(設置)

第一条 医療を提供する体制の確保を図り、もつて県民の健康の保持に寄与するため、県地域医療再生計画(県が医師の確保その他域における医療に関する課題を解決するための施策について定める計画をいう。)に基づき医師の確保、病院等の機能の充実及び連携の強化等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県地域医療再生臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第八十七号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「一万五千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

秋田県条例第八十八号

スポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第二十四条の二第二項の規定に基づき、同項第一号に規定するスポーツに関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定(秋田県スポーツ科学センター条例(昭和三十二年秋田県条例第四十八号)第二条及び第三条の改正規定中「秋田県教育委員会」を「知事」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(秋田県スポーツ振興審議会条例の一部改正)

- 2 秋田県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教育委員会又は知事」を「知事又は教育委員会」に改める。

第四条中「教育委員会が、知事」を「知事が、教育委員会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

(秋田県立体育館条例の一部改正)

- 3 秋田県立体育館条例(昭和三十四年秋田県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条、第三条、第七条並びに第八条第一項第四号及び第二項中「秋田県教育委員会」を「知事」に改める。

第九条及び第十条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(秋田県立スケート場条例の一部改正)

- 4 秋田県立スケート場条例(昭和三十六年秋田県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条、第三条、第七条並びに第八条第一項第四号及び第二項中「秋田県教育委員会」を「知事」に改める。

第九条及び第十条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第一の備考第二号及び第三号中「秋田県教育委員会」を「知事」に改める。

(秋田県立野球場条例の一部改正)

- 5 秋田県立野球場条例(昭和三十七年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第三条、第七条並びに第八条第一項第四号及び第二項中「秋田県教育委員会」を「知事」に改める。

第九条及び第十条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(秋田県立運動広場条例の一部改正)

- 6 秋田県立運動広場条例(昭和三十九年秋田県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第五条、第九条並びに第十条第一項第四号及び第二項中「秋田県教育委員会」を「知事」に改める。

第十一条及び第十二条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(秋田県スポーツ科学センター条例の一部改正)

- 7 秋田県スポーツ科学センター条例の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条中「秋田県教育委員会」を「知事」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「秋田県教育委員会」を「知事」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(職員)

- 第二条 センターに、事務職員その他の所要の職員を置く。

(秋田県立総合プール条例の一部改正)

- 8 秋田県立総合プール条例(昭和三十八年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条、第三条、第七条並びに第八条第一項第四号及び第二項中「秋田県教育委員会」を「知事」に改める。

第九条及び第十条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表一の備考第一号中「秋田県教育委員会」を「知事」に改める。

(秋田県立総合射撃場条例の一部改正)

- 9 秋田県立総合射撃場条例(平成七年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条、第三条、第七条並びに第八条第一項第四号及び第二項中「秋田県教育委員会」を「知事」に改める。

第九条及び第十条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(秋田県立田沢湖スポーツセンター条例の一部改正)

- 10 秋田県立田沢湖スポーツセンター条例(平成十年秋田県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条、第三条、第七条並びに第八条第一項第四号及び第二項中「秋田県教育委員会」を「知事」に改める。

第九条及び第十四条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(秋田県立武道館条例の一部改正)

11 秋田県立武道館条例(平成十五年秋田県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条、第三条、第七条並びに第八条第一項第四号及び第二項中「秋田県教育委員会」を「知事」に改める。

第九条及び第十条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(経過措置)

12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

秋田県条例第八十九号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例(昭和二十九年秋田県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「うろつき、居すわり、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に言いがかりをつけ、すこむ等の不安を覚えさせるような言動」を「次に掲げる行為」に改め、同項に次の各号を加える。

一 うろつき、居すわり、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に言いがかりをつけ、すこむ等の不安を覚えさせるような言動をすること。

二 正当な理由がないのに、刃物、銃棒、木刀その他の人の身体に危害を加えるのに使用できる物を振り回し、突き出す等通行人、入場者、乗客等の公衆に不安を覚えさせるような行為をすること。

第三条第二項を削り、同条第三項中「ゆえなく」を「正当な理由がないのに」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条を次のように改める。

(指示)

第十二条 公安委員会は、第十二条第一項第一号アからウまでに掲げる行為を事業として行う者(以下「事業者」という。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し同条第一項から第三項まで又は第五項の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。

第十二条を第十四条とする。

第十一条第一項中「ゆえなく」を「正当な理由がないのに」に、「その他」を「その他」に改め、同条第二項中「ゆえなく」を「正当な理由がないのに」に、「浮輪」を「身体又は浮輪」に、「いたずらを」を「接触」に改め、同条第三項中「ゆえなく」を「正当な理由がないのに」に改め、同条を第十三条とする。

第十条を次のように改める。

(不当な客引き行為等の禁止)

第十条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 次に掲げる行為について、客引き(ウに掲げる行為に係る利用者となるよう勧誘をする行為を含む。)をすること。

ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

イ 歡樂的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

ウ ア又はイに掲げる行為に係る営業に関する情報の提供

二 前号ア又はイに掲げる行為(イに掲げる行為については、人の胸部、臀部若しくは下腹部又はそれらを覆っている下着に接触し、又は接触させる行為その他卑わいな行為(以下「接触等卑わいな行為」という。)を伴うものに限る。)について、客となるよう誘引(不特定の者に対し、呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を直接頒布し、若しくは提示することをいう。以下同じ。)をすること。

三 売春類似行為をするため、公衆の目に触れるような方法で、客引きをし、又は客持ちをすること。

四 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘をすること。

ア 人の性的好奇心をそそる行為(人の性的好奇心をそそる写真又は映像の被写体となる行為を含む。)

イ 歡樂的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為

五 前号ア又はイに掲げる行為(イに掲げる行為については、接触等卑わいな行為を伴うものに限る。)について、当該行為をする役務に従事するよう誘引をすること。

六 第一号、第三号及び第四号に掲げるもののほか、つきまとい、立ちふさがり、身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げる等執拗な方法で、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘をすること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公共の場所において、次に掲げる者となるよう誘引をしてはならない。

一 第一項第一号イ又はウに掲げる行為(イに掲げる行為については、接触等卑わいな行為を伴うものを除く。)に係る客又は利用者

二 第一項第四号イに掲げる行為(接触等卑わいな行為を伴うものを除く。)をする役務に従事する者

4 警察官は、前項の規定に違反して誘引をしていると認められる者に対し、当該誘引をやめるべき旨を命ずることができる。

- 5 何人も、第二項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる行為を目的とする客待ち（以下単に「客待ち」という。）の状況等を勘案して公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしてはならない。
- 6 警察官は、前項の規定に違反して客待ちをしていると認められる者に対し、当該客待ちをやめようとする旨を命ずることができる。
- 第十条を第十二条とする。
- 第九条を第十一条とし、第四条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の二条を加える。
- （卑わいな行為の禁止）
- 第四条** 何人も、正当な理由がないのに、公共の場所又は公共の乗物において、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 人の身体に、衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から接触し、又は直接接触すること。
 - 二 衣服等で覆われている人の下着又は身体をのぞき見し、又は撮影すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、更衣場、便所その他通常人が衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場合がある場所において当該状態にいる人を撮影してはならない。
- （つきまとい行為等の禁止）
- 第五条** 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、不安又は著しい迷惑を覚えさせるような方法で、反復して、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）をしてはならない。
- 一 つきまとい、待ち伏せし、立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図面その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 本則に次の見出し及び八条を加える。
- （事業の停止）
- 第十五条** 公安委員会は、事業者が前条の規定による指示に従わなかったとき又は事業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が当該事業に関し第十二条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定に違反したときは、当該事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- （聴聞の特例）
- 第十六条** 公安委員会は、前条の規定により事業の停止を命じようとするときは、秋田県行政手続条例（平成八年秋田県条例第四号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、秋田県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の通知を秋田県行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。
- 4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。
- （罰則）
- 第十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第四条の規定に違反した者
 - 二 第五条の規定に違反した者
 - 三 第十五条の規定による公安委員会の命令に違反した者
- 2 常習として前項第一号又は第二号の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第十八条** 第十二条第二項の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 2 常習として前項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 一 第三条の規定に違反した者

- 二 第六条の規定に違反した者
- 三 第七条の規定に違反した者
- 四 第八条の規定に違反した者
- 五 第九条の規定に違反した者
- 六 第十条の規定に違反した者
- 七 第十一条の規定に違反した者
- 八 第十二条第一項の規定に違反した者
- 九 第十三条の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十二条第四項の規定による警察官の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第二十一条 第十二条第六項の規定による警察官の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十七条第二項第三号、第十八条第一項、第十九条第一項第八号又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号